

# さまざまな支援制度について

## 空き家を活用するなら・・・

### わかやま空き家バンクへの登録（無料）

売りたい・貸したい空き家の情報をホームページに掲載し、移住希望者等に公開する制度です。

●**申込**／随時 ●**登録条件**／市内に存する空き家住宅であること等、諸条件あり。

詳細は市 HP（ID:1021256）をご確認ください。

県外からの移住者に対し、空き家バンク登録物件を取得し、居住する場合、改修費等を一部補助する制度（上限 50 万円）も行っています。詳細は市 HP（ID:1049265）をご確認ください。



### まちなかの空き家を活用して学生専用シェアハウスを整備する場合の改修費補助

●**補助内容**／シェアハウスに用途変更するために必要な改修工事等に要する費用の合計額の 3 分の 2 まで（1 室あたり上限 150 万円）

●**予定件数**／3 室分（1 軒のシェアハウスで入居者専用個室を 3 室以上整備する場合は 1 件）

●**応募**／5 月 7 日 10 時～6 月 6 日 10 時に応募用紙を提出 ※応募者多数の場合、審査により選定。

※補助を受ける際には、事前に空き家をセーフティネット住宅に登録する必要がある・耐震性が必要など、諸条件があります。詳細は市 HP（ID：1043353）をご確認ください。



### 空き家を地域交流拠点等として活用する場合の改修費補助

自治会同意の上、空き家を地域交流拠点等として 10 年以上活用する場合、改修費用等の一部を補助します。

●**補助内容**／水周り、外装・内装、耐震改修、家財の処分、外構等の改修工事に要する費用の合計額の 3 分の 2 まで（上限 300 万円）

●**予定件数**／1 件（審査により決定） ●**申込**／6 月 9 日 10 時から 7 月 4 日 10 時までに申請書類を提出

詳細は市 HP（ID：1020115）をご確認ください。

## 空き家についての相談なら・・・

### 空き家問題解決カンファレンス

空き家の処分を考えているものの売却等うまくいかずお悩みの方を対象に、空き家問題に精通した空家等管理活用支援法人による無料相談会とセミナーを開催します。

●**日時**／5 月 18 日 10 時～14 時（申込不要） 相談会 14 時～16 時（最終受付 15 時 30 分）※要予約

●**場所**／東部コミュニティセンター

### 空き家なんでも相談会

空き家を所有・管理されている方はもちろん、自宅や実家が空き家になる見込みの方等を対象に、司法書士・宅地建物取引士による無料相談会とセミナーを開催します。

●**日時**／5 月 30 日 10 時～13 時 50 分（申込不要） 相談会 14 時～16 時（最終受付 15 時 30 分）※予約優先

●**場所**／和歌山市勤労者総合センター 4 階大会議室

## 空き家を除却するなら・・・

### 不良空家の除却費用を補助

市が危険な状態と認定した不良空家の除却費用の一部を補助します。（かなり老朽化したものに限られます）

●**補助内容**／除却費用の 3 分の 2（上限 50 万円） ●**予定件数**／55 件（予算に達次第終了）

●**申込**／5 月 13 日 10 時～（補助対象物件かの判定調査は随時受け付けています） 詳細は市 HP（ID:1001893）をご確認ください。

# 空家等対策の推進に向けて

## 管理不全空家等に対する指導等を実施します

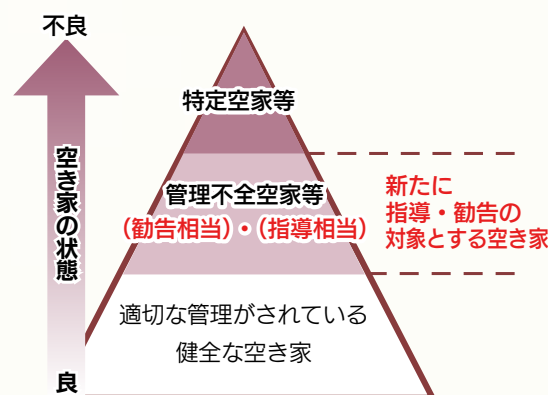
管理不全の空き家は、地域の景観や安全を損なうだけでなく、防災や衛生面でも課題となっています。本市は、これまで特定空家の認定および指導を行ってきましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、管理不全空家の認定も行い、指導等を実施します。空き家を所有されている方や、お困りの方はさまざまな支援を行っていますので、ぜひご相談ください。

### ●管理不全空家について

適切な管理がなされていない空き家のうち、①保安上危険、②衛生上有害、③景観の阻害、④その他周辺の生活環境への悪影響の 4 つの分類で、そのまま放置することが不適切なものについて、不良度・影響度等から判断します。

一番不良度が高いものを特定空家、そして指導・勧告を行う管理不全空家、指導を行う管理不全空家の 3 段階に分類します。

### 管理不全空家等イメージ



### ●判定について

市民の方から通報を受けたもので上記の管理不全空家に該当するおそれがあるものを市が必要に応じて判定を行います。フローの例として、判断基準に照らし、勧告相当であれば、管理不全空家等に認定し指導し、勧告を行います。勧告に応じていただけない場合は再勧告、それでも改善がなされずより状態が悪くなった場合は、特定空家等に認定し、最終的には、命令、行政代執行を行うという流れになります。

### 迷惑空き家通報システム

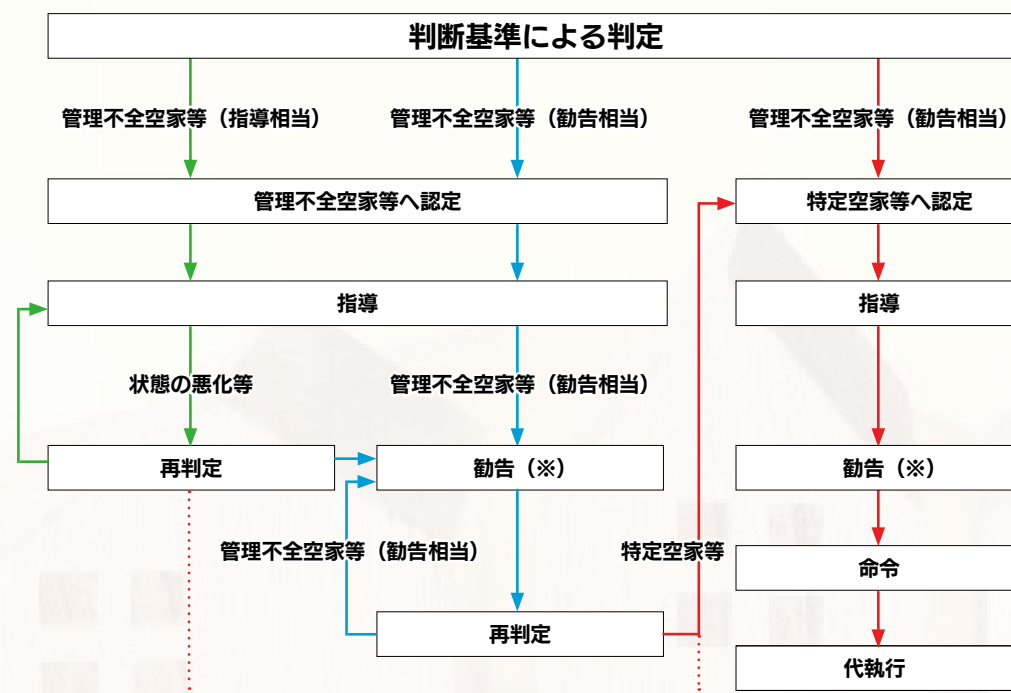
近隣等で放置されていたり、老朽化等で周囲に迷惑となっている空き家について、下記の URL または右の QR コードから耐震・空家対策課へ通報ができます。



URL：https://logoform.jp/form/fkMM/631002

（窓口やお電話での通報も、従来通り受け付けています。）

### 判定フロー



※管理不全空家等または特定空家等へ認定され、勧告を受けた場合は、固定資産税の住宅用地特例が除外となります。

図 耐震・空家対策課 ☎4351091